
第 24 章 結婚と離婚

24. 1. 結婚は一人の男子と一人の女子の間でなすべきです。どのような男子に一人以上の妻を持ったり、またどのような女子にも一人以上の夫を、同時に持つことは合法的ではありません(創 2:24、マタイ 19:5, 6、創 2:17)。

一項は、一夫一妻制度が聖書的だということを語っています。しかし、再洗礼派は、一夫多妻を主張しますが、誤りです。

24. 2. 結婚は、夫と妻が互いに助け合うように制定されました(創 2:18) 合法的な子孫を通して人類が繁栄し、敬虔な子孫を通して教会が繁栄し(マラキ 2:15)、性的な不正を止めるために制定されました(I コリント 7:2, 9)。

結婚は世俗的な契約でありながら、信仰的な契約です。世俗的な契約というのは、国家が結婚について保護してあげなければならないという意味です。信仰的というのは、神が定められた限界と認定の範囲の中で人々が結ぶ契約です。

24. 3. 判断することができ、互いに合意ができる、すべての人々の結婚は合法的です（ヘブル 13:4、I テモテ 4:3、I コリント 7:36-38、創 24:57, 58）。しかし、キリスト者が、ただ主にあつてのみ結婚することが義務です（I コリント 7:38）。従って真の改革信仰を告白する者は、未信者とローマカトリック信者と、他の偶像崇拜者と結婚してはならず、キリスト者は生活において悪名高い悪者や、また呪われた異端思想を主張する者たちと結婚して、調和しないくびきにつながってはなりません（創 34:14、出 34:16、申 7:3, 4、I 列王 11:4、ネヘミヤ 13:25-27、マラキ 2:11, 12、II コリント 6:14）。

真の信仰の人は、未信者とローマカトリック信者・偶像崇拜者・悪人・偽り信仰を持っている人とは家婚してはなりません。もし、間違つた結婚をするなら、霊的生活において内面的に続けてぶつかり合うようになり、この世にあつて、主を仕えることに、多くの妨害を受けるようになるからです。

24. 4. 御言葉において禁じている血族や親族の中で結婚してはなりません（レビ記 18、I コリント 5:1、アモス 2:7）。このような近親結婚が人間のどのような法律や当事者たちが同意したとしても、このような人々が夫と妻として一緒に住むことはできません（マルコ 6:18、レビ記 18:24-28）。男子は自分の妻の骨肉之親とも結婚できない、自分自身の骨肉之親中のだれとも結婚してはならない、女子も自分の骨肉之親だけでなく、自分自身の骨肉之親と結婚してはなりません（レビ記 20:19-21）¹⁰⁵。

近親結婚は、律法でも禁じていて、自然法でも禁じています。

105 この文句は、1887 年改訂された時、削除されました。従って現代版でも削除されています。

24. 5. 婚約後に犯した姦淫または淫行は、結婚前に発見されるならば、潔白な側にその婚約を解消する正当な理由が与えられます(マタイ 1:18-20。結婚後に姦淫の場合には、潔白の側が離婚を請求することができ(マタイ 5:31-32)。離婚後は、あたかも罪を犯した側が死んだかのように、他の人と結婚することはできます(マタイ 19:9、ロマ 7:2-3)。

24. 6. 人間の腐敗性によって、神が結婚を通して一つにさせられた関係を壊すために、色々な論理を探す傾向があります。しかし教会や国家的為政者たちで解決することのできない、姦淫、また頑固に配偶者を捨てるのは、結婚関係を破棄できるほど充分な理由になります(マタイ 19:8-9、I コリント 7:15、マタイ 19:6)。離婚する場合には、公的に、秩序ある過程が守られるべきで、彼ら自身の場合でも、関連されている人々の意志や分別力に任してはなりません(申 24:1-4)。

国家の法によって、律法が許可しない場合の離婚を許可する権威はありません。